議題1：り災証明書の発行期限について（尾張旭市）

資料1

市　名		各市の状況
1	名古屋市	本市では、り災証明書交付要領に基いてり災証明書を発行するが、発行期限について明確な基準を設けていない。同要領では、り災証明書はり災台帳に基づき発行することになっているが、り災台帳を含む関係書類の保存期限は1年と定められている。しかし、り災証明書の発行体制等の見直しを検討しており、発行期限や書類等の保存期限についても変更となる可能性がある。
2	豊橋市	貴市と同じく、本市においてもり災証明書の発行期限を定めていません。 市民より発行の要望があった場合には、調査は行うが原則として市民の要望通り発行しています。 本市においても、平成26年12月に、平成24年6月に発生した台風により被害を受けた住家のり災証明書を発行したことがあります。
3	岡崎市	被害割合判定業務については、資産税課が担当しています。 被災状況調査実施細則にて調査の受付期間については小規模災害については1年と定めています（1年としている根拠はありません）。が、それより以前の被害についての調査依頼（り災証明書発行依頼）も実際には受け付けており、被害当時の写真などの資料の提供を求めて判断しています。 現状としては、 ・実際に何かしらの外的要因による被害を受けている ・申出の被災日について明らかな矛盾点がない 場合には、申出の被災日で被害を受けたと判断し被害判定をして証明書を発行しています。
4	一宮市	発行期限の定めはありません。
5	瀬戸市	・罹災証明書の発行期限について 交付要綱上の罹災証明書申請の提出期限は、罹災後14日以内としている。ただし、理由書の提出があり、かつやむを得ない事情があると市長が認めたときはこの限りではないとしている。 このため、申請があった場合には発行期限はなく、該当する災害の天候等、記録の照会による確認、現地の確認を行い、気象状況や因果関係を判断している。 ・規定について 罹災証明書等の交付について運用基準を設けており、「家屋被害や原因となった気象状況の特定や因果関係が明らかもの」に対しては罹災証明書を交付し、「家屋被害が認められるが原因となった気象状況の特定や因果関係が明らかでないもの」に対しては罹災届出証明書を発行することとしている。
6	半田市	本市では税務課が罹災証明書の発行を行う。 発行期限について要綱等で定めていないが、税務課のマニュアルにより被災後3か月以内にり災証明交付申請書を提出していただく。
7	春日井市	春日井市では、春日井市罹災証明書等交付要綱に基づき、市民安全課で交付業務を実施しています。 災害と被害の因果関係が証明できる証拠により、被害の事実を市が証明するものとして「罹災証明書」を交付します。罹災後1月以内に「罹災証明交付申請書」に罹災の因果関係が証明できる写真、資料等を添えて提出してもらい、現地確認を行うなど審査した上で「罹災証明書」を交付します。 罹災後1月を過ぎている場合は、災害と被害の因果関係を確認することが困難であるため、罹災状況について届出がされたことのみを証明するものとして「罹災届出証明書」を交付します。「罹災届出証明交付申請書」に罹災状況の写真、資料等を添えて提出してもらい、審査した上で「罹災届出証明書」を交付します。 「罹災届出証明書」については期限を定めていません。
8	豊川市	豊川市では、資産税課が担当しており、「豊川市被災（被害）証明書交付事務取扱要綱」（別添）第4条第3項に基づき、被災後1年を経過した日以降は、申請できないこととなっています。

市 名		各市の状況
9	津島市	本市では証明書の発行業務を、平時においては市長公室危機管理課が担当業務として実施しています。 本市においても、尾張旭市と同様に1～2年前に発生した台風や大雪の被害による証明書発行の申請がなされる場合がありますが、発行期限等は設けておらず、災害による被害であるのか確認できない場合でも証明書を発行せざるを得ない状態です。
10	碧南市	遡及期限の設定は困難であるため、当市も特に要綱等で定めておりません。各市町様の対応を参考にさせていただきたいと思います。
11	刈谷市	り災証明書の発行期限は特に規定しておりません。災害から数ヶ月経過し、被害状況との因果関係が不明な場合は、り災証明書は発行せず、り災の届出があったことを証明するり災届出証明書を発行しております。様式は別紙のとおりです。
12	豊田市	豊田市では、台風等による「り災証明」発行業務については、税務財産部資産税課で実施しています。 現在のところ、発行期限について要綱等は整備されていません。 市民からの申し出に基づき、被災日の気象状況を確認し、発行しています。
13	安城市	本市では、り災証明書については総務部資産税課で発行しております。 発行方針としてり災証明書発行マニュアルに基づき、り災した日からおおむね1ケ月以内の申請かつ強風・浸水など因果関係が確実なものに対してのみり災証明書を発行することとしています。従いまして、申請者が保険会社からり災証明書の発行を求められていても1～2年前や10年前のり災について証明書を発行することはありません。
14	西尾市	当市の現状も全く同様であり、原因が特定できないまま発行している状況です。 現在、この課題を改善すべく、西三河9市1町で構成している「西三河防災減災連携研究会」内のプロジェクトチーム(リーダー:豊田市)で発行期限を含めた発行基準等の統一化を図っているところです。
15	蒲郡市	蒲郡市でも、1～2年前に発生した台風等による被害に対して「り災証明書」の発行を行った前例が数件ございます。やはり、災害被害と経年劣化との判断が困難なため住民の善意に任せている状況です。よって、尾張旭市様のように10年前の災害被害に対しても、判断し難くいわゆる期限なしで事実上発行せざるを得ないのが現状となっております。発行期限及びそれに類する規定等はなく、策定の議論もございません。なお、平成25年の災害対策基本法の改正で「罹災証明書」とされていますが、各市「り災証明書」とされているのか、「罹災証明書」とされているのか、ご教示いただければ幸いです。
16	犬山市	ご質問の《発行期限》について、取り決めはありません。 本市では、現在、「り災証明書」の発行についてマニュアルづくりを進めているところです。 現状は、火災に対して「り災証明書」を発行し、その他の案件には「被災証明書」を発行し対応しています。 「り災証明書」は災対法に基づき発行していますが、要綱等を策定していません。 「被災証明書」も要綱等を策定していませんが、台風等による家屋の被害に対して発行することが年に数回あり、多くは半年ほど前の被害に対する案件です。被害が災害によるものか分からないため、被災者が被害を被った日の気象条件のみを証明するものとしています。(例・○月○日は、○m／sの突風を観測しています。○cmの積雪がありました。)このような証明でも、保険は適用されるようで、被災者からの苦情はありません。
17	常滑市	行期限は設けておらず、それに類する規定も設けていない。
18	江南市	当市におきましては、罹災証明書の要綱等はありません。 大規模災害(豪雨など)では、調査班の調査のもと証明書を発行しておりますが、その他の個別案件につきましては、当課防災グループで要望のあったもののみ発行事務を行っております。 その際にどの災害が原因であるか判断するため日付付きの写真等を提出していただくこともあります。

市　名		各市の状況
19	小牧市	小牧市では、証明書の発行業務を資産税課が担当しています（火災が原因のものを除く）。発行期限について要綱・規程等の定めはありませんが、年数を経過していても、市による調査記録が保存されている限りにおいて証明できると考えております。 本市においても台風や大雪等の被害を証明していますが、現在は、原則として災害から1か月程度までの間に申請があったものについて現地を調査した上で交付するようにしています。 ただし、被害前後の写真（日付入り）や修理した旨とその日付の分かる契約書などにより、その災害による損傷であることが推察できる場合については、1か月を経過したものであっても交付する場合があります。
20	稲沢市	本市では、り災証明書等の発行について「稲沢市り災証明書等交付要綱」に規定されていますが、発効期限に関する項目はありません。 この要綱による規定では、り災物件を確実な証拠により確認することができる場合はり災証明書を発行し、確認することができない場合はり災届出証明書を発行することとしています。ご指摘のとおり、台風や大雪等に伴う被害が確実にそれによるものだと確認することが通常はできません。したがいまして、運用上「り災証明書」を発行は行っておらず、市民からの要望があった場合は、上記を説明した上で「り災届出証明書」を発行しています。
21	新城市	現在り災証明書等の交付に関する要綱等は未整備ですが、これまで数年前の台風等災害による証明書の発行に関する相談に対しては、事務上の運用として被害箇所と災害との因果関係が写真等により確認（日付などの記載がされている）できなければ、り災証明は発行していません。 従いまして、発行期限についての規定は有しておりませんが、仮に10年前の災害に関するり災証明発行に関する相談があったとしても、災害当時の状況が写真等で明確に確認できない限り証明書は発行しないこととなります。
22	東海市	東海市では、保険適用時のり災証明の発行は、税務課が担当しています。 家屋調査を基に証明書を発行しており、該当災害において損害を受けたのか判断しかねる事例もありますのが、申請に応じて発行しているのが現状です。 現在、り災証明の発行について規定等は策定していませんが、今後の検討すべき課題だと思われます。 県としての意見、また、各市町村の取扱いについてご教授いただきたいです。
23	大府市	本市においても、り災証明書の発行の期限は設けられておりません。
24	知多市	本市において、平時におけるり災証明の発行は、防災危機管理課が実施しています。提案市と同様のケースもあり、また、要綱も定めていないため、対応に苦慮しているところです。提案市のようなケースは、職員による現場確認とともに、被災からり災証明申請までの経緯、写真等参考資料の有無などを記載した任意の書式「被害状況報告書」をり災証明申請時に提出していただき、内容の妥当性を確認した後証明書を発行することとしています。
25	知立市	り災証明書の発行は、税務課が担当していますが、要綱はなく発行期限について示されたものはありません。なお、数年も前のり災証明を求められたことは今のところありません。
26	尾張旭市	発行期限の定めなし。
27	高浜市	高浜市も特に、要綱等は定めておりません。地域防災計画より、罹災状況が確認できないときは、とりあえず罹災者本人の申告により仮罹災証明書を発行し、調査確認後に罹災証明書に切り替え発行するものとなってはいるが、発行期限等の詳細はなく、判断しかねる現状です。

市 名		各市の状況
28	岩倉市	岩倉市では岩倉市罹災証明交付要綱により、罹災証明書及び罹災届出証明書を発行することとしています。 罹災証明書については、罹災物件が確実な証拠によって立証できる場合又は職員の現場確認等により行うものとし、罹災後14日以内を提出期限としています。ただし、当該期限を経過したことにつき理由書の提出があり、かつ、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでないとしています。 岩倉市では罹災物件の立証等を判断できていない現状なため、罹災証明書は発行したことがありません。 罹災届出証明書の発行については、罹災物件が確実な証拠によって個々に立証できない場合に行うものとして、罹災状況が確認できる写真等を添付する必要があります。発行期限等は定めていません。
29	豊明市	本市における「り災証明書」発行業務は税務課が担当しておりますが、貴市と同様、災害によるものなのか単なる経年劣化によるものなのかの判別がつかず苦慮しているところです。今後は、「確認書」の発行という手法も視野に入れて研究していきたいと思います。
30	日進市	り災証明書の発行について、本市においても規定や要綱等を定めておりません。そのため、遡ってり災証明書の発行の要望があった場合、その対応に苦慮しているのは貴市と同様ですが、遡りでの要望の場合、ある程度の客観性（例:航空写真での確認等）が認められない限り、発行をしておりません。ただ、その場合、り災証明書を提出予定の保険会社と調整を行っております。
31	田原市	り災証明書の発行期限については、特に定めていないが、り災証明書の発行までのスケジュールや被害認定マニュアルなど、内部的り災発行マニュアルは作成している。
32	愛西市	愛西市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、住家等の被害の程度を調査し、「り災証明書」を発行します。発行期限については、特に定めていません。それ以外の対応として、「り災届出証明書」を発行しています。なお、備考欄にこの証明は、り災届出されたことを証明するものであり、その所有関係及び用途は申請者の申告によるものであり、それを証明するものでは、ありませんと記載しております。
33	清須市	清須市におきましては、「清須市り災証明書交付要領」に基づき、り災証明を交付します。 り災証明の交付期限については、要領中に明確な記載はありませんが、第2条第2項中に「証明事項について市職員等が別表に基づき調査し、及び確認しなければならない。」とありますので、確認ができる期間でないと交付できないと解釈しています。
34	北名古屋市	状況については、尾張旭市と同様で発行期限につきましては決まりがありません。 しかし、1～2年前に発生した台風や大雪による被害を災害による被害と認定することが困難であるため、「り災証明書」は発行しておりません。 そのかわり、本市では「り災届出証明書」なるものを発行しています。法的な効力は何もないもので、本人が市に対し届出たことを証明するだけのものです。 なお、申出者は家屋に係る保険等の適用が目的であることから、事前に保険会社に「り災届出証明書」で良いかどうか確認をしていただいておりますが、今まで問題はありませんでした。 逆にそれで問題があるような保険等であれば、真に大規模な災害によることが保険の適用基準となっていることが考えられ、「り災証明書」を発行するのであれば責任が問われるのではないかと考えます。
35	弥富市	火災のように自ら出動し、罹災をしたことが確認できる件については即時発行できますが、台風災害のように罹災の原因が自ら確認できない件については、罹災者より罹災届を提出してもらい、罹災届出があったことを証明する罹災証明書を発行している。 これらについては、通常は速やかに出てくると考えており、月日の流れについては特に定めはありませんが、過去のものについても、罹災届が出たということについて、証明いたします。
36	みよし市	本市においても、「り災証明書」発行業務を、平時においては防災安全課が担当業務として実施しており、特に要綱等は定めていません。 現在、西三河9市1町で構成している西三河防災減災連携研究会にて、基準等の統一化に向けた方針を検討しており、方針が決まりましたら、要綱等を制定していきたいと考えております。

市　名		各市の状況
37	あま市	当市におきましても平時は、安全安心課が担当しており、申請があった場合は、当該物件の被害状況現地調査を実施しているが、当該物件の被害が災害によるものなのか、単なる経年劣化によるものなのか判断できないものについては、り災届出証明書を発行している。
38	長久手市	本市においても、り災証明に関する要綱等を定めていない。災害発生時、建物被害調査及び、りさい証明発行を担当する部署を定めているが、その具体的な実施体制は定まっておら頭、今後検討を進めていく予定である。

議題2：各市の地震体験車の活用状況について（刈谷市）

資料2

市　名		（1）活用状況	（2）市保有の地震体験車
1	名古屋市		市保有の地震体験車：有（起震車を2台保有） 金額　：『起震車1』 26,407,500円 　　『起震車2』 22,890,000円 車両能力： 1.震度7まで任意の震度を設定可能、 2.過去に発生した代表的な7種類の再現地震と、3種類の想定地震の合計10種類の揺れを任意に選択し体験可能 活用状況：　自主防災訓練並びに学校及び事業所の消防訓練等において活用運行回数は172回、体験者数は26,246人（平成27年度実績）
2	豊橋市	活用イベント：　校区・町防災訓練、小学校の出前講座 貸出相手：　校区・町自治会、市内の小学校 貸出日：　27年度・・・6月（5回）、7月（6回）　　28年度・・・6月（2回）	市保有の地震体験車：有 金額：35,800,000円　（平成16年度購入） 車両能力：　排気量7,160cc 地震体感　震度2～7（関東大震災、東南海地震、三河地震、十勝地震、宮城県沖地震、日本海中部地震、北海道南西沖地震、阪神・淡路大震災、想定東海地震、想定東南海地震） ナレーション　日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語 活用状況：　防災訓練、防災講習会、市主催のイベント等に使用
3	岡崎市	消防本部で起震車（地震体験車）1台を保有しているため、愛知県から地震体験車を借りたことはありません。	市保有の地震体験車：有 金額：約35,000千円 車両能力：　乗車定員3人、オートマチックミッション、全長7．4m、全幅2．3m、全高3．3m 起震装置：3軸油圧駆動方式（前後、左右、上下） 地震体験室：床面積4．5㎡、天井高1．8m、体験定員4人、 活用状況：防災防犯協会による防災訓練、市の行事で活用
4	一宮市	活用イベント：各地域での防災訓練 貸出相手：各地域 貸出日：6月6日、10月25日	市保有の地震体験車：　無
5	瀬戸市	活用イベント：H27年度実績　地域イベント（4月、8月）、消防出初式（1月） 貸出相手：瀬戸市で運営（車の借用から返却までを市で実施） その他：体験車による啓発を市（防災あるいは消防）とイベント主催者等で実施する	市保有の地震体験車：　無
6	半田市	活用イベント：防災訓練、減災イベント 貸出相手：自主防災会、保育園、学校、企業等 貸出日：主に週末	市保有の地震体験車：　無
7	春日井市	活用イベント：　活用なし	市保有の地震体験車：有　※市消防本部保有 金額：23,467,500円 車両能力： 【震度階地震モード】 ・震度2から震度7 【再現地震モード】 ・関東大震災（大正12年9月1日） ・新潟地震（昭和39年6月12日） ・宮城県沖地震（昭和53年6月12日） ・日本海中部沖地震（昭和58年5月26日） ・北海道南西沖地震（平成5年7月12日） ・兵庫県南部地震（平成7年1月17日） ・東北地方太平洋沖地震(平成23年3月11日） 【想定地震モード】 ・南海トラフ巨大地震 活用状況：市総合防災訓練、事業所・町内会等の消防防災訓練、市主催イベント等に消防職員が出向しています。
8	豊川市	活用イベント：豊川市民まつり「おいでん祭」 貸出相手：豊川市消防本部予防課 貸出日：5月下旬の祭当日（土日） その他：市政PRコーナーにて市民に体験してもらう	市保有の地震体験車：　無

市　名		（1）活用状況	（2）市保有の地震体験車
9	津島市	活用イベント：市内における自主防災訓練 貸出相手：自主防災組織 貸出日：平成28年9月11日（予定）	市保有の地震体験車：　無
10	碧南市	活用イベント：地区の防災訓練等 貸出相手：自主防災会等 貸出日：金～月（土日で訓練する場合） その他：予約申請前に借りたい日にちが決まっていれば、その日程を予約申請する。決定後は、空きがあれば、借りる。	市保有の地震体験車：　無
11	刈谷市	活用イベント：地区自主防災訓練 貸出相手：地区自主防災会 貸出日：土日 活用イベント：幼稚園、保育園、小学校、中学校防災啓発 貸出相手：幼稚園、保育園、小学校、中学校 貸出日：平日	市保有の地震体験車：　無
12	豊田市	活用イベント：市保有の防災指導車で運用しているため、県からの借用実績なし。	市保有の地震体験車：　有 金額：49,612,500円（税込） 車両能力：震度7までの地震を3次元（前後・左右・上下）で体験可。また、関東大震災（M7.9）102秒、三河地震（M6.7）40秒、阪神淡路大震災（M7.2）20秒、東日本大震災（M9.0）等ほか4地震の再現可能。 活用状況：市内の事業所や各種学校・こども園の訓練やイベントに出向。 派遣：223回、体験者数：20,835人（平成27年度）
13	安城市	活用イベント：安城市総合防災訓練、自主防災組織防災訓練 貸出相手：各自主防災会（平成27年度・・・古井新町、横山町、石橋町の自主防災会） 貸出日：平成27年度・・・3回（7/5、9/27、11/29） その他：平成27年度におきましては、自主防災会から6件の要望がありましたが、抽選の結果3件当選しました。（再任用職員の派遣も行っています。）	市保有の地震体験車：　無
14	西尾市	H27年度借用実績 1　活用イベント：小学校防災学習（平成27年6月30日（火）実施） 貸出相手：一色中部小学校および福地北部小学校 貸出日：平成27年6月29日（月）～平成27年7月1日（水） その他：合計体験児童300人 2　活用イベント：防災学習（平成27年8月8日（土）実施、おやじの会主催） 貸出日：平成27年8月7日（金）～平成27年8月10日（月） 貸出相手：横須賀小学校および荻原小学校 その他：児童200人 3　活用イベント：国際交流フェスタ（外国人向けイベント、平成28年3月6日（日）実施） 貸出相手：西尾市　地域支援協働課 貸出日：平成28年3月4日（金）～平成28年3月7日（月） その他：一般市民100人	市保有の地震体験車：　無
15	蒲郡市	活用イベント：小学校防災教室 貸出相手：市内の小学校 貸出日：1日（雨天では使用不可のため予備日を2日間ほど定めている） その他：蒲郡まつり等の市の催し物でも使用	市保有の地震体験車：　無
16	犬山市	活用イベント：市総合防災訓練・地元商業施設での普及啓発活動など 貸出相手：市主催で活用（所有しておらず貸出なし） 貸出日：（利用日と理解し）9月や3月11日付近	市保有の地震体験車：　無
17	常滑市	活用イベント：大野小学校ふれあい学級（防災学習会）、小鈴谷区防災訓練、瀬木区自主防災会総会、中部国際空港消防訓練 貸出相手：小学校（大野）、地区（小鈴谷、瀬木）、中部国際空港㈱（空港） 貸出日：6/4（大野）、6/19（小鈴谷、瀬木）、9/1（空港） ※6/19は雨天の為中止	市保有の地震体験車：　無
18	江南市	活用イベント：小学校、保育園　地震体験 貸出相手：小学校、保育園（当課職員で運用） 貸出日：平成28年1月12日～1月15日、1月18日～1月22日 その他：市内高校文化祭で運用予定でしたが、台風のため中止になりました。（9/8）	市保有の地震体験車：　無

市　名		（1）活用状況	（2）市保有の地震体験車
19	小牧市	活用イベント：市保有の地震体験車があるため活用していません。	市保有の地震体験車：　有 金額：日本特殊陶業株式会社から寄贈（約三千万円） 車両能力：馬力130PS、長さ6.13m、幅2.15m、高さ3.04m、総重量6,435kg、定員3名 体験室定員4名・280kg、再現地震10種類、身障者搭乗用リフト装備 活用状況：地区訓練、事業所訓練、各種催物等、年間80回程運用
20	稲沢市	活用イベント：下津市民センター地区ふれあい広場 貸出相手：下津市民センター地区まちづくり協議会 貸出日：平成28年8月21日（日） その他：上記は今年度確定したもののみ。各種団体（消防本部、社会福祉協議会等）からまつり、訓練等のイベントが開催される際に相談があった場合、事前予約申込をしている。また、総合防災訓練でも利用できるよう事前予約申込をしているが、当選した実績なし。	市保有の地震体験車：　無
21	新城市	活用イベント：園児・児童・生徒の地震体験、地域の防災訓練、子供防災教室 貸出相手：こども園、小学校、地域、市 貸出日：8日(5月、8月、11月、1月)	市保有の地震体験車：　無
22	東海市	活用イベント：市民総合防災訓練、コミュニティ周年行事（地域防災訓練で地震体験車を活用）、防災出前講座 貸出相手：コミュニティ、小中学校、高校（基本的に他団体への又貸しはしておらず、本市の防災行事に合わせて、講習を受けた本市職員が地震体験車を操作します。） 貸出日：行事がある日。事前に日程がわかっている場合は、半期ごとの事前予約を行います。実施日が未定の場合は、一般予約を行います。	市保有の地震体験車：　無
23	大府市	活用イベント：市主催の防災イベント（地域総ぐるみ防災訓練、ぼうさい体験ラリー2回） 貸出相手：他団体への貸出なし。 貸出日：他団体への貸出なし。	市保有の地震体験車：　無
24	知多市	活用イベント：活用なし	市保有の地震体験車：　無
25	知立市	活用イベント：　保育園・幼稚園・小学校での地震体験会、町内会防災訓練、市総合防災訓練、避難訓練コンサート　など 貸出相手：　市内幼稚園、保育園、小学校、自主防災会（町内会） 貸出日：　平成27年度実績　年間27回 その他：　担当課職員が2名以上で対応します。	市保有の地震体験車：　無
26	尾張旭市	活用イベント：市総合防災訓練・市民祭 貸出相手：市で使用 貸出日：8月最終日曜日・10月2週目の土曜日 その他：上述した活用状況は、県の抽選で借用できた場合です。	市保有の地震体験車：　無
27	高浜市	活用イベント：防災学習、防災訓練、防災フォーラム 貸出相手：小学校・幼保園、自主防災会（町内会等） 貸出日：5月17日（高取幼稚園）、8月6日（安立荘）、8月7日（翼まち協）、　8月18日（翼児童センター）	市保有の地震体験車：　無
28	岩倉市	活用イベント：各種防災訓練 貸出相手：岩倉市 貸出日：平成27年度について 　5月15日～18日（南小学校区地域合同防災訓練で使用） 　11月20日～24日（新柳町一区防災訓練、五条川小学校区地域合同防災訓練で使用） 　2月19日～22日（東新町防災会・東小学校現地班合同防災訓練で使用）	市保有の地震体験車：　無
29	豊明市	活用イベント：防火防災ツアー、地域の防災訓練 貸出相手：一般市民、地域住民など 貸出日：主に週末	市保有の地震体験車：　無
30	日進市	活用イベント：市主催のイベント（防災訓練、地域防災リーダー研修会等） 貸出相手：（市及び尾三消防本部において対応）	市保有の地震体験車：　無
31	田原市	活用イベント：地区防災訓練、小学校防災学習など 貸出相手：自主防災会、小学校、保育園、福祉施設など 貸出日：適宜	市保有の地震体験車：　無
32	愛西市	活用イベント：　運動会での地震体験車のPR 貸出相手：　小中学校 貸出日：　平成28年9月17日	市保有の地震体験車：　　無

市　名		（1）活用状況	（2）市保有の地震体験車
33	清須市	活用イベント：①自主防災訓練　②清須市防災訓練 貸出相手：①新川東部自主防災会　②清須市 ※ただし、地震体験車の操作は①②ともに市職員 貸出日：①5月20日（金）～23日（月）　②9月2日（金）～5日（月）	市保有の地震体験車：　無
34	北名古屋市	活用イベント：防災訓練・消防団観閲式・防災リーダー養成講習会等 貸出相手：－ 貸出日：－	市保有の地震体験車：　無
35	弥富市	活用イベント：保育所防災体験学習 貸出相手：市役所危機管理課 貸出日：平成27年10月13日～10月15日 その他：毎年の恒例ではない。	市保有の地震体験車：　無
36	みよし市	活用イベント：防災学習 貸出相手：みよし市立南部小学校 貸出日：平成28年9月21日（予定） その他：市が借用し市職員の運転にて使用	市保有の地震体験車：　無
37	あま市	活用イベント：市総合防災訓練（今年度は借用できず）	市保有の地震体験車：　無
38	長久手市	活用イベント：各小学校及び保育園への出張体験の実施 貸出相手：市内小学校、市内保育園（市営、認可等） 貸出日：5/19, 20、 7/7, 8, 9, 13, 14, 15、 12/22, 24（H27実績） その他：H27.12.24に市内の福祉施設より、要望があったため、職員の方に体験していただいた。	市保有の地震体験車：　無

議題3：風水害時における避難所の開設方法について（春日井市）

資料3

市　名		各市の状況
1	名古屋市	本市では、避難勧告・指示を行った場合及び住民が自発的に避難を開始した場合に避難所を開設します。開設に際しては、区本部長（区役所）から避難所の施設管理者等に連絡をとり、避難所開設依頼をします。避難所を開設した場合は、区ごとの計画により、職員を当該避難所へ派遣することとなっております。 避難所の鍵については、名古屋市立の小中学校では、区役所以外に、地域役員の方へ鍵をお渡ししております。また、市立の小中高等学校等においては「学校（園）近隣協力員制度」によって、学校近くにお住いの方に鍵をお渡ししており、状況に応じて対応していただきます。
2	豊橋市	当市においては、大雨・洪水・暴風警報等が発令され災害対策本部が設置されると、本部の判断により、あらかじめ避難所に指定している職員2名が各避難所に参集することとしています。指定職員については、自宅から避難所までが近い職員を指定しており、避難所の鍵をそれぞれ貸与しています。
3	岡崎市	風水害時における避難所の開設は、避難勧告あるいは市民からの要望等により、災害対策本部が開設する避難所を選定し、避難所運営担当者に開設の指示をして、避難所運営担当者が開設することとしています。 避難所には2～4人の避難所運営担当者を選任しており、自宅が避難所に近い職員2人に鍵を渡しています。
4	一宮市	【風水害】 災害対策本部の組織内に「市民部」という担当があり、あらかじめ指定避難所ごとに担当職員（2名）が配置されています。災害対策本部設置後、自主避難希望があった際、また避難に関する情報を発表する際に、その区域の避難所開設のため職員を派遣します。その担当者に、各避難所の入り口・防災備蓄倉庫の鍵を貸与しています。
		【突発地震】 震度5弱以上の地震が発生した場合に、あらかじめ指定された避難所に参集する「緊急初動部」という組織があり、その担当者（1班4名）が避難所の開設業務を行います。各班に各避難所の入り口・防災備蓄倉庫の鍵を貸与しています。
5	瀬戸市	・避難所の開設 警戒本部、災害対策本部設置（気象警報発表）の際、天候や地元要望の状況に応じて避難所を開設している。 ・避難所配備職員について あらかじめ、各部局ごとに選出された避難所配備職員を各避難所に2名ずつ割り当て、鍵等を貸与している。なお、職員の人選や割り当ての際には、自宅から避難所の距離や交通手段等を勘案している。
6	半田市	大雨や台風の場合、事前の準備が可能なことから災害対策本部の判断により、地域の主な避難所について避難所班員を配備する。
7	春日井市	議題提出市
8	豊川市	避難所は市内に101箇所を指定しており、避難所対策員は職員（再任用職員含む）で自宅から避難所までが近い者を2名ずつ指定し、避難所の鍵を貸与しています。 風水害については、101箇所のうち25箇所を、風水害時に開設する避難所と定めています。 豊川市においては、春日井市のように災害対策本部設置と同時に各避難所に参集することとはしておらず、避難の必要性が生じた時点で、該当する避難所の避難所対策員に個別に招集をかけることとしています。 なお、台風接近等の際には、準備段階等において、メール等にてあらかじめ準備を依頼しています。
9	津島市	本市においては、大雨・洪水・暴風警報等の発令により災害対策本部が設置された後、災害対策本部が避難所の開設を判断した場合に開設されます。 本市では、まず市内の8小学校を先行開設避難所として開設し、状況に応じて小学校以外の一次避難所を開設し、一次避難所だけでは対応できない場合に二次避難所を開設することとしています。 また、開設する避難所には避難所班に該当する職員を派遣します。

市　名		各市の状況
10	碧南市	通常時の鍵の管理方法については、防災課で管理しており、避難所開設時に避難所開設員に預けています。（開設員は各施設毎2名） 予め、開設員に鍵を預けることも検討しましたが、紛失や鍵を持っている職員の安否等防犯・防災上懸念事項があるため、防災課で管理しています。（市役所に参集し、鍵を渡して、避難所開設） 風水害については、気象情報等により、予め予測がつくこともあり、事前（勤務時間内）に避難所開設員に預け、避難所を開設する場合がある旨説明しています。 災害対策本部が設置され、本部が避難所の開設が必要と判断した時に、避難所開設員へ「へきなん防災メール」で開設をするよう指示します。（メールが通じない場合は、直接電話をします。）
11	刈谷市	指定避難所の開設は、災害対策本部の指示により開設します。 開設指示の連絡を受けると、避難所担当職員（5～10名程度）が直ちに避難所に向かいます。 避難所担当職員は、各避難所にある備蓄倉庫の鍵を常に携帯しており、施設の鍵は備蓄倉庫の中に入れてあります。 なお、施設職員は、刈谷市に大雨、高潮、洪水警報のいずれかが発表されたとき等の段階で待機します。
12	豊田市	豊田市では避難所運営班として各指定緊急避難場所または指定避難所（以下避難所等とする）に近隣在住の2～3名の職員を選任しており、班長・副班長には開設に必要となる鍵を貸与して運営している。また、中学校区単位で各避難所等を管轄する地区対策班という班を設けており、地区対策班は各班13～18名の職員を選任し、避難所運営班と同様に班長・副班長に鍵を貸与して運営している。地区対策班及び避難所等の開設は本部設置後、状況に応じて一部または全部を開設している。開設となった場合は地区対策班及び避難所運営班の班長または副班長が開設し、避難所等にて避難者の受入れ等を行っている。毎年防災対策課にて、地区対策班、避難所運営班合わせて約720名程度の選任を行っているが、中山間地区在住職員の減少、市外在住職員の増加、夫婦共職員の選任対応（幼い子どもがいる場合はどちらか一方のみを選任対象とする）等により非常に苦慮している状況。
13	安城市	当市においては、市内54箇所の一般避難所に各2名、8箇所の福祉避難所に各1名を、避難所から近くに住んでいる職員を避難所特命者として任命しており、任命された職員には、施設の鍵を貸与することで、迅速な避難所開設が可能な体制をとっています。 一方、避難所の開設は、各種警報が発令された時必要に応じて開設することになっていますが、台風の接近など警報発令が予想される場合には、暗くなる前に開設するようにしています。その際、全避難所62箇所の内、基幹避難所である公民館避難所11箇所をまずは開設し、状況に応じて追加開設する体制をとっています。 職員の負担軽減策としては、避難所特命者の任期を概ね5年以内に抑えるように配慮しており、鍵の管理については、毎年鍵の保有状況（種類と本数）を報告してもらい増減の確認を取るようにしています。
14	西尾市	当市においては、災害発生時、避難所に直接参集する職員（避難所配置職員）を1箇所あたり約5名、選出しております。春日井市様同様、避難所近くに在住する職員で、体育館等の鍵を貸与しております（指定避難所が民間事業所の場合を除く）。 台風などの風水害発生時には、特定の自主避難者が避難してみえるため、特定の避難所を毎回開設せざる得ない状況です。そのため、一部の配置職員ばかりに負担が偏る点、自主避難者が帰宅するまでの長時間待機をせざるを得ず、人件費もかさむ点など同様に課題として抱えております。 なお、災害対策本部が気象条件等を考慮し、あらかじめ避難所を開設する場合は、該当避難所の配置職員班長へ職員緊急通報システムを利用し、メールによって一斉開設・参集指令を伝達するとともに、予め確認してある携帯電話へ電話することにより指令を伝達します。指令を受け取った職員（班長）は、速やかに配置避難所へ向かい、貸与されている鍵で体育館等の避難所を開設する手順となっております。

市　名		各市の状況
15	蒲郡市	蒲郡市は春日井市様同様、避難所開設担当職員を各避難所ごとに2名振り分けており、やはりできる限り迅速な対応が必要となるため、避難所の比較的近くに在住している職員を指定しております。問題点につきましても主に避難所開設担当職員の負担が大きいことや、鍵の管理方法が挙げられています。蒲郡市ではそのような問題点の改善のために、退職職員の協力要請等が議論されたこともありますが、具体的な解決方法が見つけられない状態です。なお、蒲郡市においては気象警報等の場合には、災害対策本部設置と同時に避難所に職員が参集する自動開設型ではなく自主避難の希望や、避難勧告等の発令等で災害対策本部が避難所開設担当職員に開設指示を出しています。
16	犬山市	避難所職員の配置、開設方法については、概ね春日井市同様の方法です。本市は、担当職員を男性1名女性1名としています。また、住民の申し出により開設することもあります。 同様の問題を抱えていますので、避難所を一律に開設するのではなく、災害の危険がある地域や、主要な避難所から段階的に開設する方法ができないか検討しています。
17	常滑市	第2非常配備体制（大雨、洪水、高潮及び暴風の各警報の1以上が発令され、災害対策本部が設置された時等）の時に、市役所及び主要公民館等（市体育館、青海公民館、とこなめ市民交流センター、南陵公民館）を避難所として開設する。第3非常配備体制（市内の被害が特に甚大である時）の際は、小中学校体育館等の指定避難所の開設も検討する。
18	江南市	当市でも同じ体制をとっております。 風水害における避難所開設要員は2名指定しており、班長、班員で構成しております。 鍵は班長にのみ渡しております。 当市においても同じ課題がつきつけられている状況です。 また当市では班長に指定できる避難所付近在住の主査級職員がなかなかいないまたはいても消防団に在籍しているという課題もあります。
19	小牧市	自主避難される方からの連絡や、避難勧告等の発令の判断がなされた段階で施設管理者に連絡をとり避難所開設を依頼するとともに、災害対策本部に参集している担当職員を避難所に派遣しています。
20	稲沢市	避難所の開設が必要とされた場合、災害対策本部からの指示で、施設管理者へ連絡をとり避難所開設の依頼をしています。また、それと同時に職員を避難所に派遣することにしています。 　なお、現在、本市では避難所に直接出向く避難所班（仮名）の設置を検討しています。春日井市の運用も参考にさせていただきがら、万全な体制が構築できるよう努力していきたいと思います。
21	新城市	本市の避難所開設については、春日井市と同様、避難所の近隣に居住する職員2名を指名し運用していました。台風接近時などでは、夜間の避難行動を避けるため、早期に各地域の拠点となる避難所を、自主避難所として開設を行う運営をしていますが、この運営が拠点となる避難所を担当する職員の負担を増加していました。 　平成28年度から、開設する機会の多い拠点となる避難所担当職員の負担を軽減することを目的とし、避難所担当職員のグループ制を導入しようと動いています。拠点となる避難所と近隣の避難所を1グループとし、そのグループに対して担当職員を指名します。避難所を開設する事案が終了する度に、グループ内で担当職員をローテーションする仕組みです。 　また、施設のカギについては、グループ内の施設のカギを、グループ内の全担当職員に貸与できるよう調整を図っています。

市　名		各市の状況
22	東海市	①本市の非常配備体制 　第1～第5非常配備体制まであり、第3非常配備以上の体制で災害対策本部を設置します。第1～第2非常配備体制については総務部長が指令したとき、第3非常配備以上の体制については災害対策本部長が指令したときに体制を執ります。 ②避難所を開設する時期 　第4非常配備以上の体制で避難所を開設することとなっており、災害対策本部長が第4非常配備以上の体制を指令したときに、各避難所配備員は避難所へ参集します。 　なお、第1～第3非常配備体制においても、市民や帰宅困難者等から避難したい旨の連絡があった際には、当該避難所を開設する場合があります。 ③避難所配備員の人数 　拠点避難所の小中学校については3人、拠点避難所の公民館及び高校並びに予備拠点避難所については2人体制です。拠点避難所は18か所、予備拠点避難所は8か所あります。 　また、避難が長期化したり、避難者が多くて避難所配備員だけでは対応しきれない場合に備え、避難所配備員の他に、地域班配備員を指名しています。 ④避難所にある倉庫の種類 　避難所には、食糧や住居関係を備蓄している「防災備蓄倉庫」と、破壊器具や救助器具等を保管している「防災資機材倉庫」の2種類の倉庫があります。（高校については平成28年度に整備予定。） ⑤鍵の管理 　防災備蓄倉庫の中に、防災資機材倉庫及び学校の体育館、放送室等の鍵を保管しており、各避難所配備員へは、管理番号を付した防災備蓄倉庫の鍵のみを渡しています。避難所参集時には、まず、防災備蓄倉庫を開け、そこから各鍵を取り出して避難所を開設します。（高校にはまだ倉庫がないため、高校の避難所配備員については、体育館の鍵を貸与。） 　なお、防災資機材倉庫にある器具等については、市民が主体で使用することを想定しているため、コミュニティ等へ、防災資機材倉庫の鍵を渡しています。 　また、各学校へは、防災備蓄倉庫及び防災資機材倉庫の両方の鍵を渡しています。
23	大府市	大雨警報又は洪水警報が発表されると、第一次非常配備（準備体制）となり、避難所として市内10か所の公民館等が開設され、あらかじめ指定された市職員が4名が自主参集します。 鍵については、4名のうち1名が鍵を保有しているほか、公民館の近隣在住の公民館夜間指導員（臨時職員）が、鍵を開けられるような体制をとっています。
24	知多市	本市では、原則避難勧告を発令する段階で避難所を開設し、開設する避難所に2～4名の職員を派遣することとしています。避難所は公民館、小学校体育館、地区の公会堂などです（自主避難の申し出があった場合は、なるべく市の施設である公民館へ避難を促します）。派遣職員へ鍵は付与してないため、避難所開設の際は、避難所の管理者と連絡を取り、解錠をお願いすることになりますが、気象観測網の発達により、事前に正確な気象情報が入手可能となっていることから、それらを分析し、前もって避難所の管理者に解錠の依頼をし、また、職員へ参集指示することで、開設の遅れはないと考えています。
25	知立市	当市における風水害時の災害対応は、地震災害時の非常配備体制とは別の体制を組織化しています。 　年度当初に保育職を除く全職員を1～30班（1班8～10名）の非常配備班に割り振り、大雨・洪水注意報では1班、警報では2班以上が出動し、順次非常配備体制をまわして災害対応を行っています。 　したがいまして、風水害時の避難所開設は、出動している班内にて調整し、班員2名を開設員として避難所に派遣して開設しています。避難所開設に伴い、班員の不足が予測される際（多くは警報発令中の際）は、追加で班を招集して対応します。

市　名		各市の状況
26	尾張旭市	風水害の避難所として、市内9小学校区にある地区公民館を指定しており、本市では当該公民館を「地域避難所」として市民に広報している。 地域避難所の開設を決定すると、避難所担当4課（班）が事前に決めた担当者2名が、市役所災害対策室から、鍵や避難所セット（防災行政無線・ラジオ・懐中電灯等）を受け取り、各自の配備につく。 配備された職員は、時間外勤務であれば、防災費の予算科目から時間外勤務手当又は管理職特別勤務手当が支給される。 なお、配備につく職員の割振りは、特定の職員に負担がかからないよう、避難所担当4課（班）で調整を図りながら決定している。
27	高浜市	高浜市も避難所に近い職員を優先的に担当に充てている。第3非常配備では直接避難所へ参集であるが、その他は　基本、本庁舎へ参集した後に避難所へ向かう。（状況により直接避難所へ出向するよう指示することもある） 災対本部が職員参集状況を把握でき、情報共有がしやすい反面、開設までに時間を要するデメリットがある。 現在、避難所担当は課単位で任務しているため、避難所によっては遠くから職員が参集することとなっている。迅速な避難所開設をするためには、担当範囲を全庁に広げて避難所担当を再設定する必要がある。
28	岩倉市	岩倉市は、水防対策専門の河川班を3班、その他災害対応を行う非常配備班を5班編成しています。基本的に災害対策本部の指示のにより非常配備班が避難所を開設することとなっています。気象警報の発令等により災害対策本部がされ、非常配備班の参集指示があった場合、非常配備班は全員まず市役所へ参集します。その後、災害対策本部が避難所開設をすることが必要であると判断した場合、非常配備班の班員を避難所へ派遣し避難所を開設することととなっています。その際に、鍵や必要資機材等を持ち派遣するので、鍵等の貸与はしていません。 なお、避難所開設前に避難希望者がいる場合は、一時的に市役所へ避難することとなっています。
29	豊明市	本市における風水害時の災害対策として、気象警報発令時には災害対策本部を設置しますが、設置と同時に避難所直近職員を避難所に動員することまではしていません。市内には標高が比較的高く安全な地域もありますので、危険な地域を特定して早めの避難所開設を心がけていきたいと思います。
30	日進市	風水害時における避難所（拠点避難所である小中学校）については、教職員不在時には、原則、第2次非常配備職員により開設されます。 第2次非常配備職員は本庁舎及び北庁舎に勤務する職員のうち、第1次非常配備に属する34名を除く約270名の職員を18班体制に編成したもので1班約15名で構成されており、災害の規模等により、複数の班を招集することもあります。 風水害時には、第2次非常配備職員が、市が管理している拠点避難所である小中学校の倉庫の鍵を持参し、倉庫内にある体育館の鍵を用いて体育館を開錠する流れとなっています。
31	田原市	開設方法については、避難勧告等判断基準に従い避難準備情報を発令と同時に指定職員へのメール等によって指示をし参集後、鍵の受け渡しによって避難所を開設している。ただし、台風等、基準にないものについては、災害対策本部において状況等を確認後、避難所開設をしている。
32	愛西市	愛西市では、近年台風の大型化などにより、早めの避難が求められており、早期に体制を整えるため第2次非常配備体制（警戒配備体制）において避難所班を編成しております。 台風の接近または河川水位がはん濫注意水位に上昇する状況によっては、第2次非常配備体制で避難準備情報の発表・緊急避難場所の開設・配備体制の切替を検討して、一部の緊急避難場所が開設できる体制を執っております。
33	清須市	清須市は、大雨、暴風、洪水警報等が発令されると災害対策本部が設置されます。 暴風警報発令の場合は、原則市内7箇所の自主避難所を開設し、避難準備情報発表、避難勧告発令の場合は、原則対象地区の指定避難所を開設します。ただし、自主避難者から、早期に災害対策本部に連絡があった場合は、適宜自主避難所を開設し対応しています。 なお、避難所の開錠、開設については、施設管理者又は避難所配備職員が対応することとしており、鍵を管理している災害対策本部で鍵等を受け取り、避難所へ向かうことになっています。 自主防災本部長など地域の方に鍵を管理していただいたらどうかという意見もありますが、施設の安全確認の責任やセキュリティ上の問題もあり、現在検討中です。

市　名		各市の状況
34	北名古屋市	本市では、災害対策本部において避難所の開設が決定されてから、カギや資機材等を本部から持ち出して職員2名が各避難所へ向かいます。地震による津波災害が想定されている市町村において、指定避難所のカギを近くに居住する職員に持たせているという話は聞いたことがある。しかし、本市では津波被害の想定がないこと、風水害による避難対策に安全な建築物における垂直避難の考え方が取り入れられていることなどから先ほど記載したような対応でよいのではないかと考えている。
35	弥富市	避難所の開設に当たっては、通常業務時間については、施設管理者が居るが、夜間や休日については、危機管理課において避難所の鍵を管理しているので、避難所担当職員がこれを受け取りに来ることになります。 　鍵を受け取った職員は、担当避難所に戻り、開設します。通常業務時間から開設した場合は、施設職員に代わり、避難所開設を継続します。
36	みよし市	本市においては、大雨・暴風・洪水警報が発表され、災害対策本部が避難所開設を決定した場合、勤務時間外においては、あらかじめ避難所に指定している職員が各避難所に3名参集することとしております。指定職員については、自宅から避難所までが近い職員を指定しており、避難所の鍵をそれぞれに貸与する運用としております。
37	あま市	初動期では、3カ所のみ開設し、その後は、災害の規模に応じ、避難所を開設している。 　基本的には、施設管理を担当する課において、各施設ごとにローテーションを作成し、避難所開設時には、担当課職員1名と災害対策本部から派遣する応援職員1～2名で対応することとしている。
38	長久手市	現在、非常配備班の中に2名の市内在住の避難所開設員がおり、災害発生時一度市役所に登庁し、災害対策本部の指示により避難所を開設する事としているが、この職員に鍵の管理を任せ、勤務時間外に災害が発生した場合、自宅から直接担当の避難所に行くこととする仕組みに変更する事について検討している。